

平成 21 年 4 月

各 位

箕 面 市

箕面市における確認申請等手数料の改定のお知らせ

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」の施行（H19.6.20）に伴い、新たに定められた「確認審査等に関する指針」に基づく厳格な審査・検査が必要となり、それに伴う事務量が増加したため、受益者負担という観点から、箕面市における建築確認・検査等申請手数料を下記のとおり改訂いたしますのでお知らせします。

記

1. 改定を行う手数料
 - ・ 建築確認申請（計画通知含む）、中間検査（計画通知含む）、完了検査（計画通知含む）
 - いずれも建築物（構造計算適合性判定料除く）、工作物、昇降機（準用含む）、小荷物昇降機を対象
 - ・ 全体計画認定

2. 改定額 （別添参照）

3. 施行日
平成 2 1 年 7 月 1 日

4. 問い合わせ先
箕面市 みどりまちづくり部 建築指導課

箕面市における建築確認・検査等の申請手数料

平成21年7月1日改定

建築確認 検査 (計画通知含む)申請 建築物】

単位 (円)

申請区分 床面積	確認申請				中間検査	完了検査	
	構造計算適合性判定不要		構造計算適合性判定要			中間検査有	中間検査無
	書類申請	FD申請	書類申請	FD申請			
100㎡以下	37,000	35,000	40,300	38,300	20,000	22,000	24,000
100㎡超～200㎡以下	49,000	47,000	52,300	50,300	23,000	26,000	28,000
200㎡超～500㎡以下	67,000	65,000	70,300	68,300	29,000	33,000	35,000
500㎡超～1,000㎡以下	96,000	94,000	99,300	97,300	49,000	56,000	59,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	129,000	127,000	132,300	130,300	67,000	77,000	82,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	305,000	303,000	308,300	306,300	181,000	215,000	226,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	519,000	517,000	522,300	520,300	275,000	310,000	332,000
50,000㎡超～	806,000	804,000	809,300	807,300	464,000	516,000	558,000

構造計算適合性判定料 改定無し

構造計算適合性判定が必要な建築物については、一の建築物ごとに適用

申請区分 床面積	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
～200㎡以下	88,700	117,100
200㎡超～500㎡以下	100,100	140,000
500㎡超～1,000㎡以下	111,600	162,800
1,000㎡超～2,000㎡以下	123,000	185,700
2,000㎡超～10,000㎡以下	139,600	221,900
10,000㎡超～50,000㎡以下	176,000	294,700
50,000㎡超	297,600	541,300

大臣認定プログラム」新法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたもの

大臣認定プログラム以外」新法第20条第2号イ又は第3号イに規定する大臣が定める方法により構造計算が行われたもの

建築確認 検査 (計画通知含む)申請 建築設備・工作物】

申請区分		書類申請	FD申請
昇降機	確認申請	23,000	21,000
	計画変更	14,000	12,000
	完了検査	19,000	
昇小降機物	確認申請	12,000	10,000
	計画変更	10,000	8,000
	完了検査	11,000	
工作物	確認申請	20,000	18,000
	計画変更	11,000	9,000
	完了検査	13,000	

全体計画 (変更) 認定申請

申請区分	【改定額(案)】
工事期間のみの計画変更	37,000
100㎡以下	37,000
100㎡超～200㎡以下	49,000
200㎡超～500㎡以下	67,000
500㎡超～1,000㎡以下	96,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	129,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	305,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	519,000
50,000㎡超	806,000

下線の手数料については、
平成21年7月1日に改定